

発行:太平洋核被災支援センター
<http://bikini-kakuhisai.com>

事務局 宿毛市山奈町芳奈2779-2 山下正寿
<masatosi.sky@orange.zero.jp>

I. 8/30「被爆80年県民のつどい」共同開催

8月30日、県原水協と県原水禁が高知市で「被爆80年県民のつどい」を共同開催、約70人が参加し盛会となりました。両者がイベントを共催するのは高知県が初めてで、初開催は昨年の1月、今回が3回目です。全国に先駆けた活動が確かな前進を見せていました。

つどいではビキニ被災元船員の遺族、下本節子さんが講演、「いろんな団体が力を合わせることはとても大事」と評価、「日本政府は核兵器禁止条約に参加すべき」と力強く訴えました。また、野市町出身の横山定子さん（90）と長崎で被爆した斎藤寿美子さん（93）の語る戦争体験、被爆体験に耳を傾けました。

締めに、県原水協、県原水禁に加え県原爆被害者の会の3団体で「被爆（終戦）80年にあたってのアピール」を提案、了承されました。その共同アピールには「原水爆禁止運動の原点にはビキニ事件でマグロ漁船が被ばくし、全国の先駆けとなった高知の運動がある」と指摘。日本政府に「米国の核の傘から脱却し、速やかに核兵器禁止条約への署名・批准を求める」と力強く宣言しています。

II. 9/17 井上まり弁護士来高

9月17日、ニューヨーク在住の弁護士でサローネ節子さんのブレーンでもある井上まりさんが来高しました。下本節子さんが国連核兵器禁止条約締約国会議のサイドイベントに参加した時、様々なサポートをしてくださった方です。今回は、広島で開催される核被害者フォーラム準備のために来日し、ビキニ核被災者救済のため奮闘する高知の人たちに会いたいと日帰りで、わざわざ高知を訪問してくれたものです。

井上さんは講演で反核運動について「ニューヨークでも放射能に汚染されたところや原発汚染水の問題があり、運動している。しかし、アメリカの反核運動はベトナム戦争世代が中心で、若い人の参加が課題だ」と語りました。

また、井上さんは核兵器禁止条約が核被害者=ヒバクシャの定義を「核兵器の使用と実験」に限定し、原発など平和利用を禁じていないことを問題視、改善すべきと主張しました。

III. 「はちきん平和大使」下本さん国内外ではばたく

ビキニ被災元船員の遺族、下本節子さんが国際的な集会や交流に参加を求められ、大活躍しています。国内は言わずもがなです。最近の活動について、下本さんに執筆してもらいました。



下本さん、国連日本大使・梅津茂氏に核禁条約への参加を要請

10/5・6「世界核被害者フォーラム in 広島」で問題提起 下本節子

昨年2024年3月、私はビキニ核被災70年ということで、被災船員の遺族としてマーシャルに行きました。今年3月はNY（ニューヨーク）で開催された核兵器禁止条約・第3回締約国会議を行ってきました。山下正寿さんから「はちきん平和大使、世界にはばたけ」と激励を受け、ビキニ被ばく船員訴訟のことや、船員を救済せずに放置したうえ、内部被ばく（放射性物質が体内に入り細胞の近くで放射線を出し続ける被ばく）を認めない日本政府の責任について、様々なサイドイベントで発言しました。

締約国会議で「核禁条約は核兵器を禁止する」が、「核の平和利用」は禁じていないことを知りました。世界の様々な国の条約なので、無理ないとは思います。でもアメリカによるビキニ核実験で、のべ 1000 隻の船が汚染した魚を廃棄して、反核運動が一気に広がるも 1954 年の年末には、日米政治決着で終わったことにされてしまい、翌年から「核の平和利用」という名目で原発が 54 基も建造された日本の歴史を振り返ると、「核の平和利用」への不信感がぬぐえません。

国連で大変お世話になった井上まりさん（NY で弁護士の仕事をしている）から 10 月 5~6 日広島で開催される「世界核被害者フォーラムでも発言を」と依頼を受けて参加しました。

私はセクション「核実験と核植民地主義」で問題提起しましたので一部紹介します。



被爆 80 周年 世界核被害者フォーラム in 広島

放射性物質が体内に入り細胞の近くで放射線を出し続ける「内部被ばく」は、人によって症状や発症する時期が違います。

広島・長崎の黒い雨による被ばく、太平洋での核実験による被ばく、原発事故による被ばく。日本政府がしないといけないのは、被ばくした可能性のある人たちの「疫学検査」と「補償」です。

内部被ばくを認めず、被ばく者側に病気の原因の証明を求めるのは責任逃れです。経済優先でなく、国民の命と権利を認める立場に立って、地球上から核被害をなくすために加害国アメリカをはじめ世界に被ばくの実態を伝え、核兵器禁止条約を普遍化する努力をすることです。

「ヒバクシャ」に抜け道を作らない感動的なフォーラムでした。以下に世界フォーラムのヒバクシャの定義を記載します。

われわれは、核被害者=ヒバクシャを以下のように定義する。

すなわち、原爆の被爆者、核実験の被害者、核物質を使った人体実験の被害者、核の軍事利用と民生利用の別を問わず、ウランの採掘・精錬・濃縮の活動、核の開発・利用・廃棄などの核兵器関連活動と原発・核燃料サイクルの全過程における労働と環境放射能汚染によるヒバクシャ、原発事故被害者、放射性廃棄物の劣化ウランを用いた兵器によるヒバクシャなどの放射線被曝と放射能汚染による被害者すべてを含む。

様々な出会い

広島フォーラムでは、様々な出会いがありました韓国のヒバク二世のイ・ギュヨルさん、マーシャル出身マルシーナさん、イラク戦争で米国が使った劣化ウラン弾による小児がん救済を続けている佐藤真紀さん、核植民地主義と闘う先住民（ディネ族）活動家のレオナ・モーガンさん、35 時間もかけて広島にやって来たコンゴ民主共和国の弁護士・人権活動家ティモテ・ムブヤさん、福島原発事故後自主避難した人たちの「避難の権利を求める全国避難者の会」の人たち、東京電力福島原発事故の現場で働く作業員たちの取材を続ける片山夏子さん等々、同じ思いを共有できる人たちとの素晴らしい出会いでした。

小学校の授業でビキニ被災を話す

10 月 31 日は安芸市の小学校 6 年生の人権授業で「ビキニ核被災」の話をしました。小学生に話すのは初めてのことです。何をどう話すか？ かなり悩みました。

広島・長崎に原爆を落とされたことまでは知っている。ビキニでアメリカが核実験をしたことは知らない。原発事故も知らない子どもたち。「はちきん」という言葉も伝わらない。

あれこれ反省しながら帰ってきたのですが、帰宅して、子どもたちの感想文を読んでビックリ！！私が話したことがちゃんと伝わっていました。授業参観だったので、保護者の方たちも教室や廊下で聞いてくれました。「保護者ではないけど関心があったので来ました。大事な話が聞けてよかったです」と言ってもらえたり、担当の先生からは「これからも応援したい」と励まされたり、小学生の時、広島で住んでいたという保護者の方から「今の子どもたちは広島や長崎に住んでいないとあまり聞くことなく過ごすと

思います。とても良い機会だったと感じています」とお手紙をもらい・・とても充実した一日でした。

子どもたちは初めて聞くことばかりだったと思いますが、私みたいな普通のおばあちゃんがマーシャル諸島での人体実験のことや、高知の漁師さんたちの船の生活のこと、内部被ばくのこと、国語の教科書で習う国連の中満泉さんとニューヨークで会ったよ！ などと話すのがよかったですのかなとか考えています。(保護者の方や先生たちには、3.11 子ども甲状腺がん裁判に新たに追加提訴した原告 8 番の女性の意見陳述の原稿をコピーして渡しました)

これからも「ノーモアヒバクシャ」の思いを広げていきたいです。

IV. ビキニ被ばく船員訴訟の動き

ビキニ被ばく船員訴訟を支援する会事務局
橋元陽一



高知地裁前での原告・支援者

ビキニ被ばく船員訴訟の動きが、見えにくくなっていますので、改めて裁判の動向をお伝えします。

【原告】

現時点での東京地裁の原告の漁船は、第七大丸、第五海福丸、第五明賀丸、第二幸成丸、第十三光栄丸、第八順光丸、ひめ丸の 7 隻で、元漁船員 3 名、遺族 9 名(一人の船員に遺族が複数)で 12 名です

高知地裁の原告の漁船・貨物船は、東京地裁の他に弥彦丸、第七千代丸、第八神洋丸、第十一富佐丸、第一新南丸を併せて 12 隻で、9 人の元船員と 11 人の遺族で 20 名が原告です。

【訴訟までの動き】

マグロ漁船 7 隻の元船員 4 名と遺族 6 名は、開示された資料や研究者グループの被ばく線量評価の科学的知見をもとに、2016 年 2 月 27 日に全国健康保険協

会船員保険部(以後「けんぽ協会」)に労災申請しました。聞間医師が元船員の所見を添えました。

けんぽ協会は、委嘱した有識者会議が提出した「ビキニ環礁水爆実験による元被保の被ばく線量評価に関する報告書」(2017 年 12 月 25 日付)に基づいて、病気・死亡原因との操業中の被ばくとの因果関係は確認できないとして、労災認定手続きで原則としている本人への聞き取りすら実施することなく、全員の労災申請を不承認とし、同年 12 月 25 日付で裁決書を送つてきました。

これを不服として厚労省社会保険審査会に再審査請求をしました。2019 年 5 月に審査会は申請者を 2 部に分けて開催し、それぞれ 3 人の審査員と 8 人の参与の同席もとで公開審理を行いました。代理人の聞間元医師が有識者会議の「報告書」に基づく判断の問題、診断書に基づいて申請者一人ひとりの病状・被ばくとの関係を医科学的見地から陳述しました。また申請者、弁護士や山下正寿氏代理人などが操業中や帰港したときの状況を訴えました。参与の多くから、被ばくしたことは事実であり、線量の多寡でなく、被ばくしたことが問題であるから支給は妥当だ、など労災申請を認めよとの意見が出ました。さらに労災申請の基本的な審査手続きである本人からの聞き取りも実施していないことも指摘しました。しかし二つの部会の審査員は参与の意見をも受け入れず、裁決書の撤回を認めませんでした。

【高知地裁と東京地裁での裁判となった経過】

2020 年 3 月 30 日、けんぽ協会を被告として「労災申請却下」取り消しを求める訴訟(行政取り消し処分)と、国を被告として憲法第 29 条 3 項に基づいて損失補償を求める訴訟(損失補償)とを同時に起ち上げました。

これに対して、被告けんぽ協会側は 7 月 17 日付で、「行政取り消し処分を審理する管轄は、けんぽ協会本部が所在する東京地方裁判所へ移送すること」「本件損失補償と取り消し請求の管轄を併合することは認められない」と主張してきました。

原告全員が高齢で病弱であり、東京地裁に出廷できる状況ではないことから高知地裁で審理を求めるましたが、高知地裁は「東京地裁への移送とする」判決を下しました。すぐに高松高裁に控訴して、2021 年 8 月の判決で「行政取り消し処分訴訟は東京地裁、損失補償請求訴訟は高知地裁」で裁判をすすめることになりました。

【東京地裁の争点】

被告けんぽ協会は、操業中の被ばく線量評価を判断する基準にした厚労省研究班と有識者会議の両報告書をもとに、以下の主張をしています。①放射線によ

る晩発性障害でがん発症などは100mSv以上の一定線量(しきい値)の被ばく線量が必要だ。②原告船員の被ばく線量は、1mSvに達していない、病気との因果関係は認められない。③原告船員の話を聞く必要はない。

原告側は、①操業中の被ばくは内部被ばくである。被告の外部被ばくをもとにした基準で内部被ばくの被ばく線量を判断することはできない。②被告が適用した線量評価方法は、第五福竜丸で実測されている線量1600~7000mSvが10万分の1になり、非科学的である。③船員の内部被ばくは、船員一人ひとりの病状、操業中の行動(飲食、作業内容など)の聞き取りをしていく疫学調査によるべきだ。また当時の被ばく線量を把握できる、血中リンパ球の染色体異常率や歯のESR検査の結果(広島原爆1.6km内での被ばくに相当)、第十三光榮丸漁船員の3回の血液検査結果(全員に骨髄抑制が起きている)などを適用して判断すること。

【高知地裁での争点】

被告の主張は①損失補償請求について民法724条が準用され「不法行為から3年間で時効により消滅する」。②仮に請求権があったとしても日米合意から20年間を経過しているので除斥期間が適用され、請求権は消滅している。そして東京地裁での主張①②③も加えています。

原告の主張は①当時の日本政府が、1955年1月4日、「見舞金200万ドル」で米国と政治決着を図り、被ばくした船員たちがアメリカに救済を求める権利を奪ったことは、憲法第29条3項に反する。原告は当時、国に対する損害賠償請求権(=私有財産)を有していました。

備考:憲法第29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」②70年余、被災船員の救済措置を放棄してきた政府が、除斥期間を主張することは、信義則違反であり、権利の乱用である。除斥期間を適用するとしても、被災船員は何も知らされてきていないから、開示請求で厚労省が公文書を開示した2014年9月20日を起算点にするべきです。

【これからの裁判の動き】

2020年3月30日に高知地裁に提訴して以来、高知・東京の両裁判所で原告と被告が、進行協議と口頭弁論で双方の主張を行い、争点を明確にしていく作業が続けられています。2022年6月17日には、土佐清水市中央公民館で行われた高知地裁の出張法廷(非公開)で、原告元漁船員4人が当時の体験を証言しました。その後の法廷での動きが見えにくい状況が続いています。進行協議(非公開)で、双方が裁判の争点を確認したら、両裁判所での証人尋問に入ります。

2025年11月28日(金)、高知地裁では第13回口頭

弁論が行われ、被告側が船員の疾病と被ばくとの因果関係を否定する準備書面と除斥期間に関する準備書面を提出しました。

V. 11/10 県主催「ビキニ…の健康相談会」

11月10日(月)、高知県健康対策課主催「ビキニ…の健康相談会」が室戸で行われました。参加者は元船員2人、元船員遺族2人、支援者6人、主催者側は尾木健康対策課長、職員2人、室戸市保健婦1人でした。



ビキニ…健康相談会(室戸)

講師は高知大医学部放射線腫瘍講座・木村智樹教授です。木村さんは広島赤十字病院に長く勤務しており、話の内容は一般的な放射線、放射線による治療が主で、全体的には好意的な感じでした。「若くしてガンで亡くなった方は、被ばくの影響はあるでしょうね」ただ、「ビキニ事件について、第5福竜丸以外の被ばくについては、この話をもらうまでは恥ずかしながら知りませんでした」と語り、「放射線治療は進んでいて、早期ならかなり治すことができる。ただ、専門的な治療ができるのは高知市に4病院と幡多けんみん病院で、肝心な東部ではない」ということでした。従って、早期発見と最新の治療を受けるため東部の環境整備が課題といえます。

橋元さんが裁判に関わって、ビキニ被災との因果関係について質問しました。木村さんは「あるとも言えないし、因果関係がないとも言えない」被災船員・遺族には「補償したらとは思います」と答えました。

VI. 「ビキニデーin高知2026」日程決まる

来年のビキニデーin高知の日程が決まりました。細部はこれからですが、素晴らしいものにしようと意気込んでいます。皆さん、ぜひ参加をお願いします。

ビキニデーin高知2026~核被災フォーラム(高知市)

5/9(土) 全体会

オープニング、基調報告、対談や朗読

講演:野口邦和(放射線防護学、原水爆禁止世界大会共同代表)

5/10(日) 分科会

- ① 核被災の真相究明と補償を求める分科会
- ② 地域から平和をつくっていく分科会
- ③ 核廃絶と平和学習・教育の分科会